



女子に対するあらゆる形態の 差別の撤廃に関する条約

配布：一般
2017年7月26日

原文：英語

(内閣府 仮訳)

女子差別撤廃委員会

一般勧告第35号 一般勧告第19号改訂版 女性に対するジェンダーに基づく暴力

目次

	<i>Page</i>
I. 序論	2
II. 範囲	4
III. 女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する締約国の義務	8
A. 国家主体の行為又は不作為に対する責任	8
B. 非国家主体の行為又は不作為に対する責任	8
IV. 勧告	11
A. 一般的な法的措置	11
B. 予防	12
C. 保護	14
D. 訴追及び刑罰	16
E. 賠償	17
F. 協調、監視及びデータ収集	17
G. 国際協力	18



I. 序論

謝辞

本委員会は、本一般勧告の作成に当たって見解や意見を寄せていただいた 100 を超える市民団体や女性団体、本条約締約国、学界代表者、国連機関及びその他の関係者の方々の貴重な貢献に対し感謝する。また、本委員会は、女性に対する暴力とその原因及び結果に関する特別報告者の使命遂行に当たっての働きと、本一般勧告への貢献に対しても大いに感謝する。

1. 第 11 回会期で採択された一般勧告第 19 号 (1992) 「女性に対する暴力」において¹、本委員会は、条約第 1 条で定義される女性に対する差別にはジェンダーに基づく暴力、すなわち、「女性であることを理由として女性に対して向けられる暴力、あるいは、女性に対して過度に影響を及ぼす暴力」が含まれること、そして、これが女性の人権侵害になることを明確にした。

2. 25 年以上にわたり締約国は実際に本委員会の解釈を支持してきた。法的確信 (*opinio juris*) 及び国家慣行は、女性に対するジェンダーに基づく暴力の禁止が国際慣習法の原則へと進化したことを示唆している。一般勧告第 19 号はこのプロセスの重要な促進剤となった²。

¹ 最初に扱われたのは一般勧告第 12 号 (1989 年) 「女性に対する暴力」を通じてであるが、本委員会が女性に対する暴力について詳細かつ総合的に検証し、この問題に関するその後の取組の土台としたのは一般勧告第 19 号であった。

² 一般勧告第 19 号の採択から数十年の間に、ほとんどの締約国は女性に対する様々な形態のジェンダーに基づく暴力に対処するために法的措置や政策手段を改善した。北京宣言及び行動綱領の実現、第 23 回国連特別総会の成果についての検証及び評価に関する事務総長報告書 (E/CN.6/2015/3)、パラグラフ 120-139 参照。加えて、非締約国のイラン (・イスラム共和国)、パラオ、ソマリア、スーダン、トンガ及び米国も実践している証拠として以下のものがある。女性に対する暴力に関する国内法の導入 (米国 1994 年、ソマリア 2012 年)、女性に対する暴力とその原因及び結果に関する特別報告者の招請及び受入れ (米国訪問 1998 年及び 2011 年、ソマリア 2011 年、スーダン 2015 年)、人権理事会の普遍的定期的審査においてなされた暴力からの女性の保護強化に関する多様な勧告の受入れ及び 2016 年 7 月 1 日の決議 32/19 を含む、女性に対する暴力の撤廃に関する人権理事会の主要決議の支持などである。女性に対するジェンダーに基づく暴力に取り組む国家実行は多国間フォーラムで採択された重要な政治文書や地域条約にも反映されている。例えば、ウィーン宣言及び行動計画 (1993 年)、女性に対する暴力の撤廃に関する宣言 (1993 年)、北京宣言及び行動綱領 (1995) と 5 年間の検証などがあり、地域条約及び行動計画としては、女性に対する暴力の防止、処罰及び根絶に関する米州条約 (1994 年)、アフリカの女性の権利に関する人及び人民の権利に関するアフリカ憲章議定書 (Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Women in Africa) (2003 年)、女性に対する暴力及び家庭内暴力の予防及び対策のための協定 (2011 年) などがある。その他の関係国際文書に、東南アジア諸国連合における女性に対する暴力の撤廃及び子供に対する暴力の撤廃に関する宣言 (Declaration on the Elimination of Violence against Women and Elimination of Violence against Children in the Association of Southeast Asian Nations)、2011-2030 年女性に対する暴力撲滅のためのアラブ戦略 (Arab Strategy for Combating Violence against Women) 及び第 57 回会婦人の地位委員会の女性及び女兒に対するあらゆる形態の暴力の撤廃及び防止に関する合意結論 (E/2013/27、第 I 章、セクション A) がある。国際刑事裁判所ローマ規程、安保理決議 1325 (2000)、女性・平和・安全保障に関するその後の決議及び 2016 年 7 月 1 日の決議 32/19 を含む人権理事会の数多くの決議に、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する具体的規定が盛り込まれている。国際慣習法の補助的裁定手段である国際裁判所の判決もこのような進展を証明している (A/71/10、第 V 章、セクション C、結論 13 参照)。例として、欧州人権裁判所の *Opuz v. Turkey* 事件 (申立て番号 33401/02)、2009 年 6 月 9 日判決があり、裁判所は女性に対する暴力に関する一連の国際資料や比較資料により、「国際法における規範及び原理の進化」(パラグラフ 164) と称されるものに影響を受けた。また、米州人権裁判所、*González et al. ("Cotton Field") v. Mexico* 事件、2009 年 11 月 16 日判決の例もある。

3. こうした展開及び女性に対する暴力とその原因と結果に関する特別報告者並びに人権条約機関³及び人権理事会の特別手続任務保持者⁴による作業を踏まえ、本委員会は一般勧告第19号の採択から25年目を迎える節目として、女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃を加速させることを目指した更なる指針を締約国に示すことにした。

4. 本委員会は市民社会団体、特に女性の非政府組織が女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃を優先事項としてきたことを認識している。その活動は社会的・政治的に大きな影響をもたらし、女性に対するジェンダーに基づく暴力が人権侵害として認識され、これに取り組む法律や政策の採択につながった。

5. 本条約に基づく締約国の定期報告書に関する最終見解⁵、また、その後の関係手続、一般勧告及び声明並びに個人通報⁶及び本条約の選択議定書に基づく調査⁷を受けて出された最終見解及び勧告において、本委員会は、発生場所を問わず、あらゆる形態の女性に対するジェンダーに基づく暴力を非難している。また、これらを通じて本委員会は、このような暴力を撤廃するための基準及びその点に関する締約国の義務も明確にしている。

6. こうした進化にもかかわらず、女性に対するジェンダーに基づく暴力は、国家、政府間組織、あるいは私人や武装集団⁸を含む非国家主体によるものであれ、あらゆる国で広がり続けており、ほとんど処罰されていない。テクノロジーが介在する状況⁹を含め、公私を問わず一連の状況において様々な、相互

³ 例えば自由権規約委員会の男女の権利の平等に関する一般的見解第28号(2000年)、拷問禁止委員会の拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約第2条の実施に関する一般的見解第2号(2007年)、経済的、社会的、文化的権利委員会の性と生殖に関する健康と権利に関する一般的見解第22号(2016年)、障害者の権利委員会の障害をもつ女性及び女兒に関する一般的見解第3号(2016年)参照。

⁴ 特に、法律上及び実際上の女性に対する差別の問題に関する作業部会、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者。

⁵ 一般勧告第19号の採択以来、600近くの最終見解が本委員会により採択され、そのほとんどが女性に対するジェンダーに基づく暴力について明確に言及している。

⁶ 特に、個人通報 No. 2/2003、*A.T. v. Hungary* (見解採択 2005年1月26日)、No. 4/2004、*A.S. v. Hungary* (見解採択 2006年8月14日)、No. 6/2005、*Yildirim (deceased) v. Austria* (見解採択 2007年8月6日)、No. 5/2005、*Goekce (deceased) v. Austria* (見解採択 2007年8月6日)、No. 18/2008、*Vertido v. Philippines* (見解採択 2010年7月16日)、No. 20/2008、*V.K. v. Bulgaria* (見解採択 2011年7月25日)、No. 23/2009、*Abramova v. Belarus* (見解採択 2011年7月25日)、No. 19/2008、*Kell v. Canada* (見解採択 2012年2月28日)、No. 32/2011、*Jallow v. Bulgaria* (見解採択 2012年7月23日)、No. 31/2011、*S.V.P. v. Bulgaria* (見解採択 2012年10月12日)、No. 34/2011、*R.P.B. v. Philippines* (見解採択 2014年2月21日)、No. 47/2012、*González Carreño v. Spain* (見解採択 2014年7月16日)、No. 24/2009、*X. and Y. v. Georgia* (見解採択 2015年7月13日)、No. 45/2012、*Belousova v. Kazakhstan* (見解採択 2015年7月13日)、No. 46/2012、*M.W. v. Denmark* (見解採択 2016年2月22日)、No. 58/2013、*L.R. v. Republic of Moldova* (見解採択 2017年2月28日)。

⁷ 条約の選択議定書第8条に基づいて本委員会が提出したメキシコに関する報告書及びメキシコ政府からの回答参照。以下のサイトで閲覧可能：

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2f2005%2fOP.8%2fMEXICO&Lang=en。カナダに関する調査報告書 (CEDAW/C/OP.8/CAN/1)、フィリピンに関する調査要約書 (CEDAW/C/OP.8/PHL/1) 参照。

⁸ これには反体制派勢力、ギャング、民兵組織など、あらゆる種類の武装集団が含まれる。

⁹ 「普遍的に認められる人権および基本的自由の伸長および保障のための個人、団体、社会組織の権利と義務に関する宣言の推進：女性の人権活動家の保護」と題する総会決議 68/181、国連開発計画-ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) が共同座長を務める、持続可能な開発のためのブロードバンド委員会のブロードバンド及びジェンダーに関する作業部会の「女性や女兒に対するサイバー暴力：世界への警鐘」と題する報告書 (2015年10月) 及び第57回婦人の地位委員会の合意結論 (E/2013/27、第I章、セクションA) 参照。

に関連する、反復的な形が合わさって現れており、グローバル化が進む現代世界においては国境を越えて発生する。

7. 多くの国家において、女性に対するジェンダーに基づく暴力に対処する法律は存在しないか、不十分であるか、実施が不完全である。伝統、文化、宗教あるいは原理主義者のイデオロギーの名の下に往々にして正当化される、ジェンダーに基づく差別や暴力の撤廃を目的とした法律・政策枠組みの崩壊、そして、経済危機や金融危機後のいわゆる「緊縮政策」の一環である場合が多い、公共支出の大幅な削減は国家対応を更に弱体化する。民主主義が委縮し、その結果、法の支配が衰退する中であって、これらの要因が全て女性に対するジェンダーに基づく暴力のまん延に寄与し、不処罰の風潮につながっている。

II. 範囲

8. 本一般勧告は一般勧告第 19 号に記載される締約国向けの指針を補足して更新するものであり、同勧告と併せて読まれるべきである。

9. 一般勧告第 19 号及びその他の国際文書において定義される、「女性に対する暴力」という概念は、このような暴力がジェンダーに基づくことに重点を置いている。したがって、本勧告においては、「女性に対するジェンダーに基づく暴力」という用語はジェンダーによる暴力の原因と影響を明確化する、より正確な用語として用いられる。この用語は個々の問題ではなく、むしろ、特定の事象、個別の加害者及び被害者に対するものという枠を超えて、総合的な対応策を必要とする社会的な問題として、暴力についての理解を更に深めるものである。

10. 本委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力は、男性に対する女性の従属的地位と定型化された役割を永続化させる根本的な社会的・政治的・経済的手段の 1 つであると考え。その作業全般にわたって本委員会は、このような暴力は、条約に記される男女の実質的平等の実現及び女性による人権と基本的自由の享受の重大な障害であることを明確にしてきた。

11. 一般勧告第 28 号 (2010 年)「女子差別撤廃条約第 2 条に基づく締約国の主要義務」において、締約国の義務は、女性が差別を受けることのない権利及び法律上、事実上の平等を享受する権利を尊重し、保護し、履行することであるとされている¹⁰。特定の状況において発生する女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するこうした義務に属するものは、一般勧告第 28 号及びその他の一般勧告でも取り上げられている。一般勧告第 26 号 (2008 年)「女性移住労働者」、一般勧告第 27 号 (2010 年)「女性高齢者とその人権確保」、一般勧告第 30 号 (2013 年)「紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性」、有害な慣行に関する女子差別撤廃委員共同一般勧告第 31 号/子どもの権利委員会一般見解第 18 号 (2014 年)、一般勧告第 32 号 (2014 年)「女性の難民としての地位、庇護、国籍及び無国籍状態についてのジェンダーに関する側面」、一般勧告第 33 号 (2015 年)「女性の司法へのアクセス」、一般勧告第 34 号 (2016 年)「農村女性の権利」などである。本勧告において言及される一般勧告の関係部分についての詳細は当該勧告に記載されている。

12. 一般勧告第 28 号及び一般勧告第 33 号において、本委員会は、女性に対する差別はその生命に影響を及ぼす他の要因と密接なつながりのあることを確認

¹⁰ 一般勧告第 28 号、パラグラフ 9。経済的、社会的、文化的権利委員会の十分な食料に対する権利に関する一般見解第 12 号 (1999 年) を始めとして、他の人権条約機関もこの種の表現を用いている。

した。本委員会はその判例において、かかる要因には女性の民族性／人種、先住民又は少数民族としての地位、肌の色、社会経済的地位及び／又はカースト、言語、宗教又は信念、政治的意見、国籍、配偶者の有無、妊娠、子供の有無、年齢、都市部又は地方在住、健康状態、障害、財産所有、レズビアン、バイセクシュアル、トランスジェンダー又はインターセックス、非識字、庇護申請、国内避難民又は無国籍状態としての避難民、寡婦、移民、世帯主、HIV/AIDS とともに生きる人、自由剥奪、売春、また、女性の人身取引、武力紛争状況、地理的遠隔性及び人権擁護の活動家を始めとする、権利のために闘っている女性への非難などがあることを強調した¹¹。したがって、女性は、負の影響を更に悪化させる様々な交差的形態の差別を経験しているため、本委員会は、ジェンダーに基づく暴力の影響の程度や形は女性によって異なっており、適切な法的及び政治的対応策が必要となることを認識している¹²。

13. 本委員会は条約第 23 条を想起する。同条においては、男女の平等実現を一層促す、本条約以外の国内法又は国際条約の規定が条約の義務より優先されるところとしており、したがって、本一般勧告における勧告事項より優先される。本委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力に取り組む締約国の措置が条約に対する留保によって影響を受けることを指摘する。また、人権条約機関として本委員会は、締約国が表明する留保の許容性を判定することができることも指摘し¹³、留保、特にその順守が女性に対するジェンダーに基づく暴力を撤廃する取組において特に重要な第 2 条又は 16 条に対する留保¹⁴は条約の趣旨及び目的と両立せず、よって第 28 条（2）に基づいて許容できないという見解を改めて表明する¹⁵。

14. ジェンダーに基づく暴力は女性のライフサイクル全体にわたって影響を及ぼすものであり¹⁶、したがって、本書において女性というときには女兒も含

¹¹ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 8 及び 9。その他、交差的形態の差別に関係する一般勧告には次のものがある。一般勧告第 15 号（1990 年）「後天性免疫不全症候群（AIDS）の予防と抑制のための国内戦略における女性差別の回避」、一般勧告第 18 号（1991 年）「女性障害者」、一般勧告第 21 号（1994 年）「婚姻及び家族関係における平等」、一般勧告第 24 号（1999 年）「女性と保健」、一般勧告第 26 号（2008 年）「女性移住労働者」、一般勧告第 27 号（2010 年）「女性高齢者とその人権確保」、一般勧告第 30 号、合同一般勧告第 31 号／一般的見解第 18 号、一般勧告第 32 号及び一般勧告第 34 号。このほか、本委員会は、とりわけ *Jallow v. Bulgaria*, *S.V.P. v. Bulgaria*, *Kell v. Canada*, *A.S. v. Hungary*, *R.P.B. v. Philippines* 及び *M.W. v. Denmark* 事件に対する見解、また、特に 2005 年のメキシコ及び 2015 年のカナダに関する調査に対する見解においても交差的形態の差別を取り上げた（上記の脚注 7 参照）。

¹² 一般勧告第 28 号、パラグラフ 18 及びカナダに関する調査報告書（CEDAW/C/OP.8/CAN/1）、パラグラフ 197。

¹³ 国際法委員会、条約への留保に関する実行ガイド（A/65/10/Add.1、第 IV 章、セクション F、パラグラフ 3.2）。

¹⁴ 留保に関する本委員会の声明（A/53/38/Rev.1、第 II 部、第 I 章、セクション A、パラグラフ 12）。一般勧告第 29 号（2013 年）「婚姻、家族関係及びその解消の経済的影響」、パラグラフ 54-55 も参照。条約に基づく締約国の報告書に関する最終見解において、本委員会は第 2 条、7 条、9 条と 16 条に対する留保及び一般的留保は条約の趣旨及び目的と両立しないことも記している。

¹⁵ 一般勧告第 28 号、パラグラフ 41-42。

¹⁶ 一般勧告第 27 号及び合同一般勧告第 31 号／一般的見解第 18 号参照。

む。このような暴力は様々な形をとり、死亡¹⁷又は女性に対する身体的、性的、心理的若しくは経済的危害又は苦痛を引き起こすかもたることが意図されるか、その可能性のある行為又は不作為、このような行為の脅威、嫌がらせ、抑圧、恣意的自由剥奪などがある¹⁸。女性に対するジェンダーに基づく暴力は、特に強制移住、移住、グローバルサプライチェーンを始めとする経済活動のグローバル化の進展、採取・オフショアリング産業、軍事化、外国による占領、武力紛争、暴力的過激主義、テロなどの状況下で見られるように、文化的、経済的、イデオロギー的、技術的、政治的、宗教的、社会的及び環境的要因による影響を受け、これらにより往々にして悪化する。女性に対するジェンダーに基づく暴力は、また、政治的・経済的・社会的危機、社会不安、人道上の緊急事態、自然災害及び天然資源の破壊ないし劣化によっても影響を受ける。女性の人権擁護活動家、政治家¹⁹、運動家又はジャーナリストに対する有害な慣行²⁰や犯罪もまた、このような文化的、イデオロギー的、政治的要因によって影響を受ける女性に対するジェンダーに基づく暴力である。

15. ジェンダーに基づく暴力のない生活を送る女性の権利は、生命、健康、自由及び身体の安全、家庭内での平等及び平等保護、拷問、残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いを受けないこと並びに表現、移動、参加、集会及び結社の自由に対する権利を始めとする、他の人権と切り離すことができず、相互に依存する。

16. 女性に対するジェンダーに基づく暴力は、レイプ、家庭内暴力又は有害な慣行など、所定の状況においては拷問あるいは残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いになる場合がある²¹。場合によっては女性に対するジェンダーに基づく暴力が国際犯罪となることもある²²。

17. 本委員会は他の人権条約機関及び特別手続任務保持者による以下の見解を支持する。すなわち、女性に対するジェンダーに基づく暴力行為が拷問あるいは残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いになる場合を判定する際に

¹⁷ ジェンダーに基づく暴力に起因する死亡には殺人、いわゆる「名誉」の名を借りた殺害、強制的自殺が含まれる。とりわけ、メキシコに関する調査の報告書、カナダに関する調査報告書 (CEDAW/C/OP.8/CAN/1) 及び下の締約国の定期報告書に関する本委員会の最終見解参照：チリ (CEDAW/C/CHL/CO/5-6 及び訂正 1)、フィンランド

(CEDAW/C/FIN/CO/7)、グアテマラ (CEDAW/C/GUA/CO/7)、ホンデュラス (CEDAW/C/HND/CO/7-8)、イラク (CEDAW/C/IRQ/CO/4-6)、メキシコ (CEDAW/C/MEX/CO/7-8)、ナミビア (CEDAW/C/NAM/CO/4-5)、パキスタン (CEDAW/C/PAK/CO/4)、南アフリカ (CEDAW/C/ZAF/CO/4)、トルコ (CEDAW/C/TUR/CO/7)、タンザニア連合共和国 (CEDAW/C/TZA/CO/7-8)。

¹⁸ 一般勧告第 19 号、パラグラフ 6、及び一般勧告第 28 号、パラグラフ 19。

¹⁹ 合同一般勧告第 31 号／一般的見解第 18 号。

²⁰ 「女性議員に対する性差別、嫌がらせ及び暴力」と題する列国議会同盟報告要旨 (2016 年 10 月) 参照。

²¹ とりわけ、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者の報告 (A/HRC/31/57)、同特別報告者の報告 (A/HRC/7/3)、パラグラフ 36、拷問等禁止条約に基づく以下の締約国の定期報告書に関する拷問禁止委員会の最終見解：ブルンジ (CAT/C/BDI/CO/1)、ガイアナ (CAT/C/GUY/CO/1)、メキシコ (CAT/C/MEX/CO/4)、ペルー (CAT/C/PER/CO/5-6)、セネガル (CAT/C/SEN/CO/3)、タジキスタン (CAT/C/TJK/CO/2)、及びトーゴ (CAT/C/TGO/CO/1)、自由権規約委員会の男女の権利の平等に関する一般的見解第 28 号 (2000 年)、市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく以下の締約国の定期報告書に関する自由権規約委員会の最終見解：スロバキア (CCPR/CO/78/SVK)、日本 (CCPR/C/79/Add.102)、及びペルー (CCPR/CO/70/PER)。

²² 国際刑事裁判所ローマ規定第 7 条 (1) (g)、第 8 条 (2) (b) (xxii) 及び第 8 条 (2) (e) (vi) に基づく、レイプ、性的な奴隷、強制売春、強いられた妊娠状態の継続、強制断種その他あらゆる形態の性的暴力であってこれらと同等の重大性を有するものなどの人道に対する犯罪及び戦争犯罪が含まれる。

は²³、女性が受ける苦痛の程度を理解するためにジェンダーに敏感な手法が求められること²⁴、そして、当該行為を拷問として分類する目的及びその意図の要件は、行為ないし不作為がジェンダー固有のものであるか性別を基に行われる場合に満たされる²⁵。

18. 女性の性と生殖に関する健康と権利の侵害、例えば強制的な不妊手術、強制中絶、強制的な妊娠、中絶の犯罪化、安全な中絶及び／又は中絶後の看護の拒絶又は遅延、強制的な妊娠状態の継続及び性と生殖に関する健康についての情報、物品及びサービスを求める女性や女兒への嫌がらせや虐待などは、状況次第では拷問あるいは残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いとなる可能性のあるジェンダーに基づく暴力の形態である²⁶。

19. 本委員会は、女性に対するジェンダーに基づく暴力はジェンダーに関連する要因に根差すものとみなす。例えば、男性としての権利や女性に勝る特権というイデオロギー、男らしさに関する社会的通念、そして、男性の支配又は力を示す、男女の役割を強要する、あるいは女性の行動として受け入れがたいとされるものを防ぐ、やめさせる又は罰するのが必要とされることなどである。こうした要因は、依然として個人的な問題とされることの多い、女性に対するジェンダーに基づく暴力についての明示又は黙示の社会的容認及びこれらに対する不処罰のまん延の一因にもなっている。

20. 女性に対するジェンダーに基づく暴力は公私を問わず、人間関係のあらゆる側面及び分野において生じる。家庭、地域社会、公共空間、職場、レジャー、政治、スポーツ、医療や教育の場において生じており、また、テクノロジーが介在する環境を通じての公私の再定義においても生じている²⁷。例えばネット上やその他のデジタル環境で発生する現代の暴力などがある。こうした全ての状況において、女性に対するジェンダーに基づく暴力は、単独での又は国際的ないし政府間組織・連合の一員としての国家の領土外軍事行為²⁸あるいは民間企業の国外活動²⁹を始めとする、領土内外で行為する国家又は非国家主体の行為又は不作為に起因する場合がある。

²³ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者の報告 (A/HRC/31/57)、パラグラフ 11。

²⁴ 例えば、「被害者のひどい苦痛はレイプによるものであって、たとえ身体的な傷や病気の証拠がない場合であってもこれは当てはまる。... レイプの犠牲になった女性は心理的・社会的な、複雑な影響も受ける。」(米州人権裁判所、*Fernández Ortega et al. v. Mexico* 事件、2010年8月30日付判決、パラグラフ 124) ことを理解するためである。拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者の報告 (A/HRC/31/57)、パラグラフ 8 及び (A/HRC/7/3)、パラグラフ 36 も参照。

²⁵ 拷問禁止委員会、個人通報 No. 262/2005、*V.L. v. Switzerland* (見解採択 2006年11月20日)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者の報告 (A/HRC/31/57) パラグラフ 8 及び (A/HRC/7/3)。

²⁶ 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する特別報告者の報告 (A/HRC/31/57)、女子差別撤廃委員会、個人通報 No. 22/2009、*L.C. v. Peru* (見解採択 2011年10月17日)、パラグラフ 8.18 及び自由権規約委員会、個人通報 No. 2324/2013、*Mellet v. Ireland* (見解採択 2016年3月31日)、パラグラフ 7.4、及び No. 2425/2014、*Whelan v. Ireland* (見解採択 2017年3月17日)。

²⁷ 「女性に対するあらゆる形態の暴力に関する詳細調査 (In-depth study on all forms of violence against women)」と題する事務総長の報告書 (A/61/122/Add.1 及び訂正 1) 参照。

²⁸ 例えば国際平和維持部隊の一員として。一般勧告第 30 号、パラグラフ 9 参照。

²⁹ スイス (CEDAW/C/CHE/CO/4-5) 及びドイツ (CEDAW/C/DEU/CO/7-8) の定期報告書に関する本委員会の最終見解。

III. 女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する締約国の義務

21. 女性に対するジェンダーに基づく暴力は第1条に基づく女性差別となり、したがって、本条約に基づく全ての義務が関係する。第2条では、締約国の包括的な義務は女性に対するジェンダーに基づく暴力を始めとして、女子に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、遅滞なく追求することであると定めている。これは喫緊の義務である。経済的理由、文化的理由あるいは宗教的理由であれ、いかなる理由であっても遅延を正当化することはできない。一般勧告第19号においては、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する義務には、一方で締約国又はその行為主体、他方で非国家主体、これら両方の行為又は不作為に起因する、このような暴力に関する国家責任の2つの側面が含まれると記されている。

A. 国家主体の行為又は不作為に対する責任

22. 本条約及び一般的な国際法に基づいて、締約国は自国の機関及び職員による女性に対するジェンダーに基づく暴力となる行為又は不作為に対して責任を負う³⁰。これには行政・立法・司法機関の職員の行為又は不作為が含まれる。条約第2条(d)では、締約国と自国の機関及び職員は、女子に対する直接又は間接的差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動するよう確保することと定めている。法律、政策、プログラム及び手続が女性を差別するものにならないように確保することに加えて、第2条(c)及び(g)に従って、締約国は、領土の内外を問わず、国家の職員による女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に対処するための、効果的で利用しやすい法的枠組み及び法律サービス枠組みを整備しなければならない。

23. 締約国は、研修及び法規定並びに管理規定及び行動規範の導入、実施及び監視を通じてなど、自国の機関及び職員によるこのような行為又は不作為を防止し、国際犯罪になるものを含め、女性に対するジェンダーに基づく暴力全ての事例において、また、公の当局の側の不履行、過失又は不作為があった場合には、調査し、訴追し、適切な法的制裁又は懲戒処分を行い、また、賠償を行う責任を負う³¹。このとき、女性の多様性や交差的形態の差別のリスクを考慮すべきである。

B. 非国家主体の行為又は不作為に対する責任

24. 一般的な国際法に基づいて、また、国際条約にも基づいて、民間組織主体の行為又は不作為が場合によっては国家の国際的な責任に関わることもある。以下のものが含まれる。

³⁰ 国際法委員会、国際違法行為に対する国家責任条文、第4条、国家機関の行為、参照。
1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書、第91条も参照。

³¹ 上記の脚注6及び一般勧告第33号参照。

1. 国家に帰せられる非国家主体による行為又は不作為

(a) 保健サービスや教育などの公的サービスを提供する又は拘禁施設を運営する民間組織を始めとした、政府権限となるものを行使する権力を当該国の法律により与えられている民間主体の行為又は不作為は、国家に帰せられる行為とみなされる³²。海外で活動している場合を含め、当該国の指示、指揮下又は統制下で行為する民間業者の行為又は不作為も同じである³³。

2. 非国家主体の行為又は不作為に対する適切な注意義務

(b) 条約第2条(e)では、締約国は個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するための全ての適当な措置をとることを明確に定めている³⁴。しばしば、適切な注意義務と呼ばれるこの義務は条約全体を支えるものであり³⁵、したがって、締約国は、領土外で活動する企業による行動も含め、非国家主体による女性に対するジェンダーに基づく暴力に至る行為又は不作為を防止し、また、これを調査、訴追、処罰し、賠償を行うための全ての適当な措置を講じなかった場合には責任を問われる³⁶。特に締約国は、規制という手段を通じてであれ、経済的誘因を含むインセンティブの利用であれ³⁷、影響力を行使できる対象である企業による海外での人権侵害を防止するために必要な手段を講じることを求められる³⁸。適切な注意義務に基づいて、締約国は非国家主体による女性に対するジェンダーに基づく暴力に取り組むための様々な措置を導入して実施しなければならず、このような暴力に対処する法律、機関、制度の整備、及びこれらが実際に効果的に機能し、法律を忠実に執行する全ての国家職員及び機関によって支えられるように確保することなどが含まれる³⁹。当局が当該暴力の危険性を認識しているか、認識しているべきである事例において女性に対するジェンダーに基づく暴力行為を防止するための全ての適当な措置を締約国がとらないこと、あるいは当該行為の加害者を調査せず、訴追して刑罰を課さず、被害者に賠償を行わないことは、女性に対するジェンダーに基づく暴力行為を黙認するか、その行為を奨励することである⁴⁰。このような不履行ないし不作為は人権侵害となる。

25. 加えて、国際人道法及び人権法いずれも、武力紛争の当事者としてのものも含め、特定の状況における非国家主体の直接的な義務を認識している。こうした義務には拷問の禁止が含まれ、これは国際慣習法に盛り込まれており、強行規範 (*jus cogens*) となった⁴¹。

26. 上記の一般的義務は、立法・行政・司法機関におけるもの及び連邦、国家、地方、現地並びに分散レベルでのものを含む国家の行為及び民営化された政府サービスによる政府権限に基づく行為の全ての分野にわたる。国家であれ

³² 国際法委員会、国際違法行為に対する国家責任条文、第5条、政府権限を行使する個人又は主体の行為、参照。

³³ 同書、第8条、国家により指揮又は統制される行為。

³⁴ 一般勧告第28号、パラグラフ36。

³⁵ 同書、パラグラフ13。

³⁶ 一般勧告第19号、パラグラフ9。

³⁷ 子どもの権利委員会の「企業セクターが子どもの権利に及ぼす影響に関わる国の義務」に関する一般的見解第16号(2013年)、パラグラフ43-44、及び経済的・社会的・文化的権利の分野における国家の領土外義務に関するマーストリヒト原則 (*Maastricht Principles on the Extraterritorial Obligations of States in the Area of Economic, Social and Cultural Rights*) 参照。

³⁸ 例えば経済的、社会的、文化的権利委員会の到達可能な最高水準の健康に対する権利に関する一般的見解第14号(2000年)、パラグラフ39参照。

³⁹ *Goekce (deceased) v. Austria*、パラグラフ12.1.2及び*V.K. v. Bulgaria*、パラグラフ9.4。

⁴⁰ 一般勧告第19号、パラグラフ9。

⁴¹ 一般勧告第30号。

非国家主体によるものであれ、女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の撤廃を目的とした、憲法によるものも含めた法的規範の策定及び公共政策、プログラム、制度的枠組み及び監視機構の設計が必要とされる。このほか、条約第2条(f)及び第5条(a)に従って、女性に対するジェンダーに基づく暴力の根本原因であるところの偏見、固定観念、慣行を撲滅するための措置の導入及び実施も必要とされる。一般的には、かつ、以下のセクションで示される具体的勧告に影響することなく、この義務には以下のものが含まれる。

立法レベル

(a) 第2条(b)、(c)、(e)、(f)、(g)及び第5条(a)に従って、各国は女性及び女兒に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を禁止する法律を導入し、国内法と条約を調和させることが求められる。この法律においては、このような暴力の被害者である女性が権利保有者とみなされるべきである。年齢に敏感でジェンダーに敏感な規定と、加害者に対する制裁や被害者への賠償を含む効果的な法的保護を盛り込むべきである。条約では、宗教的、慣習的、固有の及び共同体の司法制度の従来の規範をその基準と調和させ、ジェンダーに基づく暴力を引き起こす、促す又は正当化する、あるいは当該行為に対する不処罰を繰り返すものを含め、女性に対する差別となる全ての法律を廃止することを定めている。このような規範は、制定法、慣習法、宗教法、固有法又は不文法、憲法、民法、家族法、刑法又は行政法、あるいは証拠法及び手続法の一部となっている場合もあり、例えば、女性に対するジェンダーに基づく暴力を認めるか当該状況での刑罰を軽くする、差別的又は固定観念に基づく考え方や慣行に基づく規定などがある。

行政レベル

(b) 第2条(c)、(d)、(f)及び第5条(a)では、締約国は関係国家機関と協調して様々な制度上の措置を導入し、このための予算を十分に用意することを定めている。このような措置として、焦点を絞った公共政策の策定、監視機構の開発・実現、権限のある自国の裁判所の設置及び／又はそのための資金調達などがある。締約国は、ジェンダーに基づく暴力から女性を保護するための、利用しやすく、手頃な料金の適切なサービスを提供し、再発を防止し、全ての被害者に賠償を行うか、そのための資金を確保すべきである⁴²。締約国はまた、女性に対するジェンダーに基づく暴力となるか、このような暴力を許容し、対応がなされないか怠慢な対応しかなされない状況をもたらす、制度的慣習及び公務員個人の行動や振る舞いも排除しなければならない。このような暴力の記録、防止又は調査の責任を負う、あるいは被害者へのサービス提供の責任を負う公の当局の非効率、共犯行為及び怠慢についての適切な調査や制裁などである。女性に対するジェンダーに基づく暴力を正当化するか助長するものを含め、女性に対する差別となる慣習や慣行を改めるか撲滅するための、適切な措置も行政レベルで講じなければならない⁴³。

司法レベル

(c) 第2条(d)(f)及び第3条(a)に従って、全ての司法機関は女性に対する差別又はジェンダーに基づく暴力の行為ないし慣行を控え、このような暴力を罰する全ての刑事法規定を厳格に適用し、女性に対するジェンダーに基づく暴力の申立てを伴う事案での全ての法的手続が公平で、公正で、ジェンダー固定観念又は国際法を含む法規定の差別的解釈によって影響を受けること

⁴² 上記の脚注5及び一般勧告第33号参照。

⁴³ 合同一般勧告第31号／一般的見解第18号参照。

のないように確保することが求められる⁴⁴。女性に対するジェンダーに基づく暴力となるもの、このような暴力に対してとるべき女性の反応及び事件を立証するために必要な証拠の基準について、先入観や固定概念的な考え方が適用された場合、条約第2条及び15条に定められる法の前での平等、公正な裁判及び効果的な救済に対する女性の権利に影響を及ぼす可能性がある⁴⁵。

IV. 勧告

27. 一般勧告第19号及びその採択以来の本委員会の作業を踏まえ、本委員会 は締約国に対し、領土内外を問わず女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する義務の履行を強化することを要請する。本委員会は、条約の選択議定書の批准及び条約に対して残っている全ての留保についての撤回を視野に入れた検討を、繰り返し締約国に呼び掛ける。

28. 本委員会はこのほか、女性に対するジェンダーに基づく暴力の撤廃を加速させるために、防止、保護、訴追及び刑罰、救済、データ収集と監視及び国際協力の分野における以下の措置を締約国が講じることも勧告する。全ての措置は被害者を中心に据えたやり方でもって実施されるべきであり、女性を権利保有者として認識し、幼少期から青年期までの女兒の進化する能力を含め、その主体性と自律性を促進すべきである。加えて、措置については女性が参加して策定・実施し、交差的形態の差別によって影響を受ける女性の特定の状況を考慮すべきである。

A. 一般的な法的措置

29. 本委員会は締約国が以下の法的措置を実施することを勧告する。

(a) 身体的、性的又は精神的保全の侵害となる、あらゆる分野での女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力が犯罪化されるように確保し、罪の重さに応じた刑事的制裁措置及び民事的救済手段を遅滞なく導入するか、強化する⁴⁶。

(b) 多元的司法制度を含め、全ての司法制度が女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者を保護するものとなるように確保し、一般勧告第33号に定められる指針に沿って被害者が司法にアクセスし、効果的な救済を受けられるように確保する。

(c) 慣習・宗教・固有法におけるものも含め、女性を差別し、よって、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を神聖視する、奨励する、助長する、正当化する、又は許容する、全ての法規定を廃止する⁴⁷。特に以下のものを廃止する。

(i) 児童婚⁴⁸又は強制結婚及びその他の有害な慣行を始めとする、女性に対するジェンダーに基づく暴力を認める、許容する又は見逃す規定、障害のある女性に対して十分な説明を受けた上での同意なしに医療処置を行うことを認める規定、中絶、レズビアン、バイセクシャル又はトラ

⁴⁴ *Vertido v. Philippines*、パラグラフ 8.9 (b)、*R.P.B. v. Philippines*、パラグラフ 8.3 及び一般勧告第 33 号、パラグラフ 18 (e)、26 及び 29。

⁴⁵ 一般勧告第 33 号参照。

⁴⁶ 上記の脚注 5 参照。

⁴⁷ 一般勧告第 33 号に定められる指針に従ったもの。

⁴⁸ 条約第 16 条 (2) 及び例外的状況において 18 歳未満での結婚が認められる条件に関する合同一般勧告第 31 号／一般的見解第 18 号、パラグラフ 42 及びパラグラフ 55 (f)。

ンスジェンダーであること、売春及び不倫を行う女性を犯罪化する規定⁴⁹、あるいはその他、女性に対する差別的な死刑適用に至るものを含め⁵⁰、女性に対して不均衡に影響を及ぼすあらゆる犯罪規定。

(ii) 女性を暴力から保護するための自由剥奪を認める手続、「処女性」に重点を置く慣行、及びいわゆる「名誉」、昔ながらの釈明、被害者の家族の許し又は性的暴行の被害者のその後の加害者との結婚という抗弁など、文化、宗教又は男性の特権に基づいた法的弁護ないし減刑要素を始めとする、証拠に関する差別的な規則及び手続、女性だけに適用される場合が多い、石打ち、むち打ち、死刑を含む、最も厳しい刑罰に至る手続及び女性の被告に不利益となる、ジェンダーに基づく暴力の歴史を無視した司法慣行⁵¹。

(iii) 女性から法的能力を剥奪するか障害のある女性の法廷での証言能力を制限する後見法など、女性がジェンダーに基づく暴力を通報するのを防ぐか、阻止する全ての法律、いわゆる「保護拘置」の慣行、移住労働者を含む女性が当該暴力を通報するものを、移民労働者を含む女性に思いとどまらせる制限的な移民法及び家庭内暴力事件での両者の逮捕又は加害者が釈放された場合に女性を起訴することを認める法律。

(d) ジェンダーに中立的な法律及び政策を検証して不平等を生み出さないように又は現在の不平等を永続させないように確保し、そのようなものがあれば廃止するか修正する⁵²。

(e) レイプを含む性的暴行は個人の安全及び身体的・性的・精神的保全の権利に対する犯罪とみなされ⁵³、夫婦間レイプ及び知人によるレイプ又はデートレイプを含む性犯罪の定義は自由な意思による同意の欠如に基づき、強制的な状況が考慮に入れられるように確保する⁵⁴。期間制限が存在するのであれば被害者の利益が優先され、受けた暴力を管轄省庁又は当局に通報できないようにしている状況が配慮されるべきである⁵⁵。

B. 予防

30. 本委員会は締約国が以下の予防措置を実施することを勧告する。

(a) 家父長的態度、固定観念及び家族内での不平等並びに女性の市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の無視又は否定を始めとする、女性に対するジェンダーに基づく暴力の根本原因に対処し、女性のエンパワーメント、

⁴⁹ フィリピンに関する調査概要 (CEDAW/C/OP.8/PHL/1)、個人通報 No. 22/2009、*T.P.F. v. Peru* (見解採択 2011 年 10 月 17 日) 及び経済的、社会的、文化的権利委員会、一般的見解第 22 号参照。

⁵⁰ 本委員会は総会決議 62/149、63/168、65/206、67/176、69/186 及び 71/187 を想起する。これらにおいて総会は、死刑を存続させているすべての国に廃止を念頭に置いて執行を停止することを呼び掛けた。

⁵¹ とりわけ、締約国の以下の定期報告書に関する本委員会の最終見解：アフガニスタン (CEDAW/C/AFG/CO/1-2)、ヨルダン (CEDAW/C/JOR/CO/6)、パプアニューギニア (CEDAW/C/PNG/CO/3)、南アフリカ (CEDAW/C/ZAF/CO/4) 及び超法規的、略式又は恣意的処刑に関する特別報告者の報告 (A/HRC/35/23) 参照。

⁵² 一般勧告第 28 号、パラグラフ 16。

⁵³ *Vertido v. Philippines* 事件参照。

⁵⁴ *Vertido v. Philippines* 及び *R.P.B. v. Philippines* 事件参照。

⁵⁵ *L.R. v. Republic of Moldova* 事件及び一般勧告第 33 号、パラグラフ 51 (b) 参照。特に性暴力の被害者である女兒の状況に配慮すべきである。

主体性及び意見表明を促すための効果的な法的その他の適切な予防措置を導入して実施する。

(b) 女性団体や社会から疎外された女性及び女兒の集団の代表者など、全ての関係者の積極的な参加の下に、女性に対するジェンダーに基づく暴力を許すか助長し、男性に対する女の構造的な不平等を支えるものである、本条約第5条に記載される固定観念、偏見、慣習及び慣行に取り組んで撲滅するための効果的な措置を策定して実施する。当該措置には以下のものを含めるべきである。

(i) 幼少期からの公教育・私教育のあらゆるレベルの教科課程及び人権という考え方で教育プログラムへのジェンダー平等に関する内容の組み入れ。この内容は定型化されたジェンダーの役割に的を絞る、非暴力的な男らしさを含む、ジェンダー平等及び非差別の価値観を促進するもので、女兒と男児のための、年齢に応じた、証拠に基づく、科学的に正確な、包括的性教育となるように確保すべきである。

(ii) 次のような意識向上プログラム：容認できない有害なものとしての女性に対するジェンダーに基づく暴力についての理解を深め、これに対抗できる法的手段についての情報を提供し、当該暴力の通報や第三者の介入を奨励する；当該暴力の被害者が汚名を着せられることに目を向ける；女性は自身の安全や自らが受ける暴力に対して責任を負うという、一般に抱かれる被害者たたきの考えを取り除く。このプログラムは、社会のあらゆるレベルの女性及び男性、並びに教育・医療・社会サービス及び法執行機関の職員、さらに、予防・保護対策に関わる、現地レベルでのものも含む、その他の専門家及び機関、伝統的、宗教的指導者、及び再犯を防止するために、あらゆるジェンダーに基づく暴力の加害者を対象とすべきである。

(c) 全ての女性及び女兒にとって安全で利用しやすい公共空間を設けるための効果的な措置を策定して実施する。女性集団が参加して導入された地域社会に根差した措置の推進及び支持も含まれる。都市部及び農村部での、特に学校とその周辺での、照明を始めとする十分な物理的インフラの確保が措置に盛り込まれるべきである。

(d) メディアに対し、女性又は特定の女性集団、例えば女性人権活動家などについての有害な定型化された描写を始めとした女性に対する差別を、広告、ネット上その他のデジタル環境などにおける活動、慣行及び制作物から排除することを奨励するための効果的な措置を導入して実施する。この措置には以下のものを含めるべきである。

(i) 女性と男性に関する又は特定の女性集団に関するジェンダー固定観念の排除を目的とした、オンライン又はソーシャルメディアを含む報道機関による自主規制機構の構築ないし強化及びサービス及びプラットフォームを通じて発生する女性に対するジェンダーに基づく暴力への対処を奨励すること。

(ii) 女性に対するジェンダーに基づく暴力事件についてのメディアによる適切な報道のためのガイドライン。

(iii) ジェンダー差別的なイメージを描くメディア、あるいは女性を物として見るか貶める又は暴力的な男らしさを助長する内容を監視するか、

これらに関する苦情を検討する全国的な人権機関の設置又はその能力の強化⁵⁶。

(e) 司法当局者、弁護士及び法医学職員を含む法執行官、立法者及び性と生殖に関する健康、特に性感染症及び HIV 予防・治療サービスの分野も含む保健サービスの専門家⁵⁷並びに老人ホーム、庇護センター及び刑務所⁵⁸など、施設にいる女性と関わる仕事に就く者を含む全ての教育・社会・福祉職員向けに、女性に対するジェンダーに基づく暴力を適切に防止し、対処できるようにする能力をつけさせるための、強制的、反復的かつ効果的な能力構築、教育及び訓練を行う。当該教育訓練においては以下についての理解を深めるべきである。

(i) ジェンダー固定観念や偏見がいかんにして女性に対するジェンダーに基づく暴力を招き、その対策が不十分になるかということ⁵⁹。

(ii) トラウマとその影響、親密なパートナーによる暴力を特徴付ける力の力学及び特定集団の女性に影響する交差的形態の差別も含めるべきである多様な形のジェンダーに基づく暴力を経験する女性の様々な状況及び業務において女性たちと関わり合うための、彼女たちに再度の被害をもたらして国家機関や職員に対する信頼を弱める⁶⁰ような要因を排除するための適切な方法。

(iii) 女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する国内法規定及び国内機関、被害者の法的権利、国際基準及び関係機構及び当該状況におけるそれぞれの責任で、これには様々な機関間の十分な調整と照会及び女性のプライバシーや秘密が守られる権利を十分に尊重し、被害者の自由意思に基づく十分な説明を受けた上での同意に基づいた、当該暴力の適切な記録が含まれるべきである。

(f) インセンティブの利用や企業責任モデルその他の制度を通じて、企業及び多国籍企業を含む民間セクターが女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を撲滅するための取組に参加し、その活動の範囲においてこのような暴力に対する責任を強めることを奨励する⁶¹。職場で発生するか女性労働者に影響を及ぼすあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に対処する手順や手続も含まれるべきであり、効果的で利用しやすい内部申立て手続などがあり、その利用によって法執行当局に頼ることを排除すべきでなく、被害者のための職場の制度についても取り組むべきである。

C. 保護

31. 本委員会は締約国が以下の保護措置を実施することを勧告する。

⁵⁶ クロアチアの連結定期報告書に関する本委員会の最終見解 (CEDAW/C/HRV/CO/4-5)。

⁵⁷ 上記の脚注 5 及び親密なパートナーによる暴力及び女性に対する性暴力への対応に関する世界保健機関臨床及び政策ガイドライン (2013 年) 参照。

⁵⁸ *Abramova v. Belarus* 事件、個人通報 No. 53/2013、*A. v. Denmark* (見解採択 2015 年 11 月 19 日)、及び女性被拘禁者の処遇及び女性犯罪者の非拘禁措置に関する国連規則 (バンコク・ルール) に関する総会決議 65/229 参照。

⁵⁹ とりわけ、*Belousova v. Kazakhstan*、*R.P.B. v. Philippines*、*Jallow v. Bulgaria* 及び *L.R. v. Republic of Moldova* 事件参照。

⁶⁰ *M.W. v. Denmark*、*R.P.B. v. Philippines*、*Jallow v. Bulgaria* 及び *Kell v. Canada* 事件参照。

⁶¹ 一般勧告第 28 号、パラグラフ 28。「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」(A/HRC/17/31) 参照。

(a) ジェンダーに基づく暴力の女性告訴人及び証人を、法的手続の前後及び手続の間保護し、支援するための効果的な措置を導入して実施する。以下の方法が含まれる。

(i) 一般勧告第 33 号に従って、ジェンダーに敏感な裁判手続及び措置によるものを含め、被害者、証人及び被告の適正手続きに対する権利を踏まえて、プライバシーと安全を守る。

(ii) 被害者が訴訟を起こすという前提条件なしに、障害をもつ被害者にとって意思疎通の障壁となるものの除去を始めとして、更なる又は潜在的な暴力を防止するための適切で利用しやすい防護機構を提供する⁶²。こうした機構には、差し迫った危険性の評価、広範囲にわたる効果的な措置が盛り込まれた保護及び適切な場合には、不順守に対する適切な制裁を含む、被疑者に対する退去、保護、接近禁止又は緊急禁止命令の発布及び監視が含まれるべきである。保護措置においては、被害者である女性に不当な金銭的、官僚的又は個人的な負担を課すことを避けるべきである。司法手続中及び手続後の加害者又は被疑者の権利ないし申立ては、財産、プライバシー、親権、接近、接触及び面会に関するものを含め、女性と子供の生命及び身体的・性的・精神的保全に関する人権に照らして、子供の最善の利益原則に基づいて判断されるべきである⁶³。

(iii) 被害者である女性とその家族のための、資金援助、無料の又は安価な質の高い法律扶助サービス⁶⁴、医療サービス、心理社会的サービス及びカウンセリングサービス⁶⁵、教育、入手可能な価格の住宅、土地、保育、訓練及び雇用機会の利用を確保する。保健サービスはトラウマに対応しており、緊急避妊薬や HIV に対するばく露後予防投与を始めとする、適時の包括的な精神的健康及び性と生殖に関する健康サービス⁶⁶が含まれるべきである。国は 24 時間稼働する無料の電話相談サービスなど、女性専門の支援サービスを提供し、必要に応じて、女性、その子供及びその他の家族のための安全で十分に態勢の整った、十分な数の救援、支援及び相談センター及び適切なシェルターを用意すべきである⁶⁷。

(iv) 老人ホーム、庇護センター及び自由が剥奪される場所を含む、施設にいる女性のために、ジェンダーに基づく暴力に関しての保護及び支援措置を講じる⁶⁸。

(v) 当該暴力の被害者のための包括的なサービスの効果的な利用を確保するための適切な多部門連携紹介機構を構築して実現し、女性の非政府組織の完全な参加と協力を確保する。

(b) 被害者に関する全ての法的手続、保護・支援措置及びサービスが彼女たちの自律性を尊重し、強化するものとなるように確保する。全ての女性、特に交差的形態の差別による影響を受けた女性にとって利用しやすいもので、

⁶² 例えば、一部の国では保護命令によって（本国での）女性器切除の危険があると思われる人の渡航禁止を認めている。

⁶³ *Yildirim v. Austria*、*Goekce v. Austria*、*González Carreño v. Spain*、*M.W. v. Denmark* 及び *Jallow v. Bulgaria* 事件。

⁶⁴ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 37、及び一般勧告第 28 号、パラグラフ 34。とりわけ、*Kell v. Canada*、*Vertido v. Philippines*、*S.V.P. v. Bulgaria* 及び *L.R. v. Republic of Moldova* 事件も参照。

⁶⁵ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 16。

⁶⁶ 経済的、社会的、文化的権利委員会、一般的見解第 22 号。

⁶⁷ 合同一般勧告第 31 号／一般的見解第 18 号参照。

⁶⁸ 上記の脚注 54 参照。

彼女たちの子供やその他の扶養家族固有のニーズを考慮したもので⁶⁹、締約国内全域で利用可能であり、在留資格又は被疑者に対する法的手続において協力できるか協力する意思があるかどうか⁷⁰に関係なく提供されるべきである。各国はノン・ルフールマンの原則も尊重すべきである⁷¹。

(c) その輸出も含めた、銃器を簡単に入手・利用できること⁷²、高い犯罪率及び不処罰のまん延など、武力紛争や治安悪化がひどくなる状況においては増える可能性のある⁷³、女性が重大なジェンダーに基づく暴力にさらされる危険を高める要因に対処する。女性を襲うために使用される酸やその他の物質を簡単に入手・利用できないように統制するための取組を行うべきである。

(d) 障害のある女性、非識字女性又は国の公用語に関する知識がないか限られた知識しかない女性など、特に交差的形態の差別によって影響を受ける女性を対象とした、被害者が利用できる賠償を始めとした法的・社会的資源に関しての入手しやすい情報を用意し、様々な理解しやすいメディアや地域社会での対話を通じて広める。

D. 訴追及び刑罰

32. 本委員会は女性に対するジェンダーに基づく暴力の訴追及び刑罰に関して、締約国が以下の措置を実施することを勧告する。

(a) 被害者が実質的に裁判を受けられるように確保し、当局が女性に対するジェンダーに基づく暴力事件全てに対し、刑法を適用し、必要に応じて、被疑者を公正に、公平に、適時に、迅速に裁判にかけるために職権による訴追を行い、適切な刑事罰などにより、適切に対処するように確保する⁷⁴。裁判費用は被害者に課すべきではない⁷⁵。

(b) 女性に対するジェンダーに基づく暴力が、調停及び和解を含む裁判外紛争解決手続に強制的にかけられることのないように確保する⁷⁶。こうした手続の利用は厳しく規制され、専門チームの事前の評価により、被害者の自由意思に基づく十分な説明を受けた上での同意及び被害者又はその家族にとって更なる危険を示すものがないことが確認された場合のみ認められるべきである。手続は被害者に力を与えるもので、女性に対するジェンダーに基づく暴力について理解し、事件に適切に介入するための特別な訓練を受けている専門家によって行われるべきであり、女性と子供の権利の十分な保護及び女性の固定観念化が行われることなく、また、再度の被害をもたらすことなく介入が行われることが確保されるべきである。裁判外紛争解決手続は女性による正式な司法へのアクセスの障害となってはならない。

⁶⁹ *R.P.B. v. Philippines, Jallow v. Bulgaria* 及び *V.K. v. Bulgaria* 事件。

⁷⁰ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 10。

⁷¹ 難民の地位に関する 1951 年条約及び拷問等禁止条約に基づく。一般勧告第 32 号及び *A. v. Denmark* 事件も参照。

⁷² 武器貿易条約第 7 条 (4) 参照。締約国の以下の定期報告書に関する本委員会の最終見解：パキスタン (CEDAW/C/PAK/CO/4)、コンゴ民主共和国 (CEDAW/C/COD/CO/6-7)、フランス (CEDAW/C/FRA/CO/7-8)、スイス (CEDAW/C/CHE/CO/4-5)、ドイツ (CEDAW/C/DEU/CO/7-8)、及び自由権規約委員会の人々の自由及び安全に関する一般的見解第 35 号 (2014 年)、パラグラフ 9 も参照。

⁷³ 一般勧告第 30 号。

⁷⁴ とりわけ、*Vertido v. Philippines, S. V. P. v. Bulgaria* 及び *L.R. v. Republic of Moldova* 事件参照。

⁷⁵ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 17 (a)。

⁷⁶ 一般勧告第 33 号、パラグラフ 58 (c) に記載されるとおり。

E. 賠償

33. 本委員会は賠償に関して締約国が以下の措置を実施することを勧告する。

(a) 女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者に効果的な賠償を提供する。賠償には様々な措置が含まれるべきである。例えば、一般勧告第 28 号、一般勧告第 30 号及び一般勧告第 33 号に沿った、金銭的補償、法律サービス、社会サービスと完全な回復のための性と生殖と精神的健康に関するサービスを含む保健サービスの提供、再発防止の履行及び保証などがある。このような賠償は十分で、受けた被害に起因することが速やかに認められ、総合的で、被害の重大さに応じたものとするべきである⁷⁷。

(b) 特定の賠償基金を設けるか、女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者への賠償のために、移行期の司法制度に基づくものも含め、既存の基金の予算に計上する。締約国は被害者が司法による救済を求める権利を損なうことのない行政賠償方式を実現し、暴行を引き起こしたか深く関係した、根底にある差別又は不利な立場への取組に役立つ、個々の側面、制度的側面及び構造的側面を考慮した、斬新な賠償プログラムを設計すべきである。被害者の主体性、希望、決定、安全、尊厳、そして、保全が優先されるべきである。

F. 協調、監視及びデータ収集

34. 本委員会は女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する協調、監視及びデータ収集に関して、締約国が以下の措置を実施することを勧告する。

(a) 市民社会、特に交差的形態の差別によって影響を受ける女性を代表する団体を始めとした女性団体と相談して、あらゆる法律、政策及びプログラムを策定し、評価する。締約国は司法制度のあらゆるレベルと部門及び女性に対するジェンダーに基づく暴力の被害者の保護と支援に取り組む組織間の協力を奨励し、彼ら/彼女らの見解や専門知識を考慮に入れるべきである⁷⁸。締約国は人権団体や女性の非政府組織の活動を奨励すべきである⁷⁹。

(b) テクノロジーが介在する暴力を含む、女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力に関する告発件数、出された保護命令の件数と種類、告発の却下及び取消し率、公訴棄却及び取消し率、有罪判決の割合及び事案の処理に要した時間に関する統計データを定期的に収集し、分析し、公表するシステムを構築する。このシステムには、加害者に下された判決及び賠償金を含む被害者への賠償に関する情報が含まれるべきである。全てのデータは暴力の種類、被害者と加害者の関係別に、また、女性に対する交差的形態の差別及び被害者の年齢を含むその他の関連する社会人口学的特性との関連で細分類すべきである。データの分析により保護の失敗を特定できるようにし、分析を予防措置の改善及び更なる策定に役立てるべきであり、必要に応じて、「フェミニサイド」又は「フェミニサイド」とも呼ばれるジェンダーに基づく女性殺人及び女性の殺人未遂に関する管理データの収集のための、観測機関の設置ないし指定制も行うべきである。

(c) とりわけ、女性に対するジェンダーに基づく暴力の横行及びこのような暴力を悪化させ、ジェンダー関係を形作っている社会的又は文化的信念について評価するために、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関する調査、

⁷⁷ 上記の脚注 5 及び一般勧告第 33 号、パラグラフ 19 参照。

⁷⁸ *Yildirim v. Austria* 及び *Goekce (deceased) v. Austria* 事件。

⁷⁹ 一般勧告第 28 号、パラグラフ 36。

研究プログラム及び研究を行うか、これを支援する。研究や調査においては、自己同定の原則に基づいて交差的形態の差別を考慮すべきである。

(d) データ保護に関する法律制定を含め、女性に対するジェンダーに基づく暴力に関するデータの収集及び保管方法が、確立された国際基準⁸⁰及び安全策に従っているように確保する。データの収集・使用及び統計は、人権及び基本的自由の保護に関して国際的に受け入れられている規範及び倫理原則に従うべきである。

(e) 本勧告やその他の関係地域・国際基準及びガイドラインにおいて推奨されるものを含め、女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を防止し、撤廃するための措置の国家的な、地域的な、また、現地での実施とその有効性について定期的に調整し、監視し、評価するための機構ないし機関を設置するか、既存の機構ないし機関にこれを義務付ける。

(f) 女性団体への支援を含め、女性に対するあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の防止、被害者の保護及び支援、事件の捜査、加害者の起訴及び被害者への賠償提供のための法律及び政策を効果的に実施するために、国家・地域・現地レベルで適切な人材及び財源を割り当てる。

G. 国際協力

35. 本委員会は女性に対するジェンダーに基づく暴力に対処するための国際協力に関して、締約国が以下の措置を実施することを勧告する。

(a) 女性に対するジェンダーに基づく暴力を撤廃し、対処するために必要な全ての適切な措置を策定して実施することにより人権に関する義務を履行するために、必要に応じて国連システムの専門機関、国際社会及び市民社会など、外部の支援を求め⁸¹、特に進化する国際状況及びテクノロジーが介在する環境や国内の非国家主体のその他の域外活動におけるものも含め、このような暴力がますます国境を越えていることを考慮する⁸²。締約国は、その行動に対して影響を及ぼすことが可能な企業主体に対し、それぞれが活動している国による暴力からの自由に対する女性の権利を完全に実現するための取組を支援するように要請すべきである。

(b) 関連性のある持続可能な開発目標、特に「ジェンダー平等を達成し、全ての女性と女兒のエンパワーメントを図る」目標 5 及び「持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する」目標 16 の実現を優先し、第 60 回婦人の地位委員会の女性のエンパワーメントと持続可能な開発の関連性に関する合意結論に従って、ジェンダーに敏感な方法でこれらの目標全てを実現し、これらの目標実現やフォローアップへの市民社会や女性団体の有意義な参加を可能にするための国家計画を支援し、知識共有及び効果的の的を絞った能力構築のための国際支援及び協力を強化する⁸³。

⁸⁰ 公的統計の基本原則に関する総会決議 68/261。

⁸¹ 一般勧告第 28 号、パラグラフ 29 及び一般勧告第 33 号、パラグラフ 38 及び 39。

⁸² 一般勧告第 34 号、パラグラフ 13。

⁸³ 「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」と題する総会決議 70/1。